

新 旧 対 照 表

新

高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例施行規則(抜粋)

本則

(利用の許可の申請)

第2条 条例第5条第1項の利用施設(同項に規定する利用施設をいう。以下同じ。)の利用の許可(以下「利用の許可」という。)を受けようとする者は、条例第2条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に対して、指定管理者が定める利用許可申請書を提出しなければならない。

2・3 略

(利用施設の利用の取消しの届出等)

第4条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該利用施設の利用を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 条例第5条第1項の_____利用施設の利用の変更の許可(以下「利用の変更の許可」という。)を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用変更許可申請書を提出しなければならない。

3 略

(利用料金の承認の申請)

第6条 指定管理者は、条例第12条第1項の規定により利用料金を定めようとするときは、知事に対して、別記第5号様式による利用料金承認申請書を_____提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第12条第1項の規定により知事の承認を得た利用料金を変更しようとするときは、知事に対して、別記第6号様式による利用料金変更承認申請書を_____提出しなければならない。

(使用料の額)

旧

高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例施行規則(抜粋)

本則

(利用の許可の申請)

第2条 条例第5条第1項の規定による体育館のアリーナ又は会議室(その附属設備を含む。以下「利用施設」という。)の利用の許可(以下「利用の許可」という。)を受けようとする者は、条例第2条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に対して、指定管理者が定める利用許可申請書を提出しなければならない。

2・3 略

(利用施設の利用の取消しの届出等)

第4条 利用の許可を受けた者は、当該利用施設の利用を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 条例第5条第1項の規定による利用施設の利用の変更の許可(以下「利用の変更の許可」という。)を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用変更許可申請書を提出しなければならない。

3 略

(利用料金の承認の申請)

第6条 指定管理者は、条例第12条の規定により利用料金を定めようとするときは、別記第5号様式による利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第12条の規定により知事の承認を受けた利用料金を変更しようとするときは、別記第6号様式による利用料金変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(使用料の額)

第7条 条例第15条第2項の規則で定める使用料の額は、条例別表に定める利用料金の上限額及び計算単位当たりの上限額にそれぞれ消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を、当該利用料金の上限額及び計算単位当たりの上限額にそれぞれ加えて得た額(当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。

(使用料の減免の申請等)

第8条 条例第15条第3項において読み替えて準用する条例第13条の規定に基づき利用施設(シャワーを除く。以下この条において同じ。)の使用料を2分の1に減額する必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとおりとする。

- (1) 知事が高知県の観光振興に寄与すると認める職業スポーツ団体であつて、高知県又は公益財団法人高知県観光コンベンション協会から使用料に対する助成を受けるものが利用施設を利用するとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、利用施設の使用料を減額することが適当であると知事が認めるとき。
- 2 条例第15条第3項において読み替えて準用する条例第13条の規定に基づき利用施設の使用料を免除する必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 次のいずれかに該当する大会等に伴い利用施設を利用するとき。

ア～エ 略

(2) 次のいずれかに該当する者(アからオまでに該当する者がそれ以外の者とともに利用する場合にあつては、該当する者の人数が利用する者の人数の2分の1以上であるときに限る。)が利用施設を利用するとき。

ア～カ 略

(3) 前2号に掲げる場合のほか、利用施設の使用料を免除することが

第7条 条例第15条第2項の規則で定める使用料の額は、条例別表に定める利用料金の上限額と同額とする。

(使用料の減免の申請等)

第8条 条例第15条第3項において読み替えて準用する条例第13条の規定に基づき利用施設(シャワーを除く。以下この条において同じ。)の使用料を2分の1に減額する必要があると認めるときは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 知事が高知県の観光振興に寄与すると認める職業スポーツ団体であつて、高知県又は公益財団法人高知県観光コンベンション協会から使用料に対する助成を受けるものが利用するとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、利用施設の使用料を減額することが適当であると認めるとき。
- 2 条例第15条第3項において読み替えて準用する条例第13条の規定に基づき利用施設の使用料を免除する必要があると認めるときは、次に掲げるとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当する大会等に伴い利用するとき。

ア～エ 略

(2) 次のいずれかに該当する者(アからオまでに該当する者がそれ以外の者とともに利用する場合にあつては、該当する者の人数が利用する者の人数の2分の1以上であるときに限る。)が利用するとき。

ア～カ 略

(3) 前2号に掲げる場合のほか、利用施設の使用料を免除することが

適当であると知事が認めるとき。

3・4 略

(使用料の還付の請求等)

第9条 条例第15条第3項において読み替えて準用する条例第14条ただし書の規定に基づき使用料を還付する特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 略

(2) 前号に掲げる場合のほか、使用料を還付することが適当であると知事が認めるとき。

2・3 略

(管理上の立入り)

第10条 利用者は、体育館の関係職員が利用施設及び体育館の設備等(備品を含む。以下同じ。)の管理その他職務上の必要があつて当該利用に係る利用施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(利用終了後等の整理)

第11条 利用者は、利用施設の利用が終わったとき又は条例第9条第1項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、直ちに当該利用に係る設備等を所定に位置に戻し、体育館の関係職員の点検を受けなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。

(汚損等の届出)

第12条 体育館を利用する者は、体育館の施設、設備等を汚損し、又は損壊したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

第5号様式(第6条関係)

高知県立室戸体育館利用料金承認申請書

[別紙参照]

適当であると認めるとき。

3・4 略

(使用料の還付の請求等)

第9条 条例第15条第3項において読み替えて準用する条例第14条ただし書の規定に基づき使用料を還付する特別の理由があると認めるときは、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 前号に掲げる場合のほか、使用料を還付することが適当であると認めるとき。

2・3 略

(管理上の立ち入り)

第10条 体育館を利用する者(以下「利用者」という。)は、体育館の関係職員が施設、設備等の管理その他職務上の必要があつて当該利用に係る施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(利用終了後等の整理)

第11条 利用者は、体育館の利用が終わったとき又は条例第9条第1項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに当該利用に係る施設、設備等を原状に回復し、体育館の関係職員の点検を受けなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。

(汚損等の届出)

第12条 利用者は、体育館の施設、設備等を汚損し、又は損壊したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

第5号様式(第6条関係)

高知県立室戸体育館利用料金承認申請書

[別紙参照]

第 6 号様式(第 6 条関係)

高知県立室戸体育館利用料金変更承認申請書

[別紙参照]

第 7 号様式(第 8 条関係)

高知県立室戸体育館使用料減額(免除)承認申請書

[別紙参照]

第 8 号様式(第 8 条関係)

高知県立室戸体育館使用料減額(免除)承認通知書

[別紙参照]

第 9 号様式(第 9 条関係)

高知県立室戸体育館使用料還付請求書

[別紙参照]

第 10 号様式(第 9 条関係)

高知県立室戸体育館使用料還付決定通知書

[別紙参照]

第 6 号様式(第 6 条関係)

高知県立室戸体育館利用料金変更承認申請書

[別紙参照]

第 7 号様式(第 8 条関係)

高知県立室戸体育館使用料減額(免除)承認申請書

[別紙参照]

第 8 号様式(第 8 条関係)

高知県立室戸体育館使用料減額(免除)承認通知書

[別紙参照]

第 9 号様式(第 9 条関係)

高知県立室戸体育館使用料還付請求書

[別紙参照]

第 10 号様式(第 9 条関係)

高知県立室戸体育館使用料還付決定通知書

[別紙参照]